

京都市告示第 2 6 1 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 3 0 年 8 月 1 6 日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	嵯峨水 0 0 4 5 号	京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町 2 9 番地先 京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町 2 9 番地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)